

## 返礼品は、次の要件を全て満たすことが必要です。

- (1) 次のア又はイのいずれかであること。
  - ア 区内の障害者施設で製作する品物であること。
  - イ 「区の魅力発信」や「来街者の増加につながるなどの地域経済の活性化」に寄与する返礼品（体験型を含む。）であること。なお、物品型返礼品の場合については、区が指定・用意する小冊子を同梱するとともに、返礼品の名称に区内地域名等を必ず入れること。  
【例】「荻窪ラーメン〇〇（店名）」「杉並グルメ●●（品名）」「品名（阿佐ヶ谷）」「品名（杉並区アニメ産業）」など
- (2) 国が定める**地場産品基準等**に適合するものであること。
- (3) 公序良俗に反するものでないこと。また、特定の宗教・宗派や思想・信条等に関わるものでないことのほか、科学的根拠のない効果・効能を謳うものでないこと。
- (4) 個人の趣味、特技により私的に生産、販売又は提供されるものでないこと。
- (5) 返礼品提供事業者以外の第三者が著作権その他の権利を有する場合にあっては、杉並区の返礼品として提供することについて、当該権利者の許諾を得ていること。
- (6) 品質及び数量において安定供給が見込めるものであること。ただし、期間限定、数量限定で供給するものは除く。
- (7) 食品衛生法、食品表示法、農林物資の規格化等に関する法律、商標法、特許法、著作権法、不当景品類及び不当表示防止法、不正競争防止法など、関係法規を遵守しているものであること。
- (8) 食料品又は飲料品の場合にあっては、寄附者に到着後、一定期間の消費期限、賞味期限を有しているものであること。
- (9) 物品以外の役務の提供（サービスの提供）の場合は、一定の利用期間を設けること。
- (10) 物品以外の役務の提供（サービスの提供）の場合は、寄附者と利用に係る調整を行うことができる予約等の体制があること。
- (11) イベント等の参加の権利等の場合は、当該イベント等が中止となったときの取扱い等について、あらかじめ区と協議を行うこと。
- (12) 利用券等のチケットを発券する場合にあっては、転売や譲渡の防止に係る対策を講ずること。
- (13) 物品以外の役務の提供（サービスの提供）の場合にあっては、チェーン店やフランチャイズ店等、全国各地で同様の店舗又は施設により、同様のサービスの提供を行うことを目的としたものでないこと。

【国が、全国一律に適用される要件として定めている基準等は、主に以下のとおりです】

- 1 平成31年総務省告示第179号「地場産品基準」（令和6年6月28日最終改正）
  - 2 ふるさと納税の返礼品として提供される食品の表示に係る関係法令遵守について（令和5年12月27日付け納税市第119号）
  - 3 ふるさと納税制度の適正な運用について（令和5年9月28日付け納税市第100号）
  - 4 ふるさと納税に係る指定制度の運用について（令和6年6月28日付け総税市第67号）及び同Q & A（令和6年7月16日付け総税市第71号）
- 返礼品として採用されるためには、これら基準の全てに適合する必要があります。

（参考：総務省関係資料）[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_zeisei/czaisei/czaisei\\_seido/furusato/archive/](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/archive/)